

令和8年8月1日

新見商工会議所

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の金利変更について

1. 【マル経金利 令和8年8月1日（土）より】

年2.60% → 年2.70%

（返済期間が運転・設備資金共に10年以内（据置2年）となっております）

2. 中小企業設備近代化利子補給制度（新見市）について

市内の中小企業者が、制度資金の融資を受けて設備の近代化を行う場合、その融資に係る当初3年間の支払利子の6/10を補助する制度があります。

金利2.70－利子補給6/10＝1.08%

（令和8年8月1日よりマル経融資のご利用で当初3年間）

3. 賃上げ特例制度について

雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者（最近の決算期で既に増加している者を含む）は、貸付後2年間の利率を0.5%引き下げることができます。

※ マル経融資についてのお問い合わせ・お申し込みは

新見商工会議所・経営支援課 TEL. 72-2139（お気軽にご相談下さい）